

志布志市森林炭素マイレージ交付金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地球温暖化対策の取組を促進するため、鹿児島県が定めるかごしまCO₂吸収量等認証制度実施要綱（以下「要綱」という。）により志布志市内に木造建築物を建築し、CO₂固定量認証を受けた志布志市内の建築主に対し、交付金を交付することについて、志布志市補助金等交付規則（平成18年志布志市規則第38号）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(交付対象経費及び交付金の額等)

第2条 交付金の交付の対象となる事業、交付対象経費、交付金額及び交付対象要件は、別表第1のとおりとする。

(交付金の交付申請)

第3条 交付金の交付を受けようとする者は、志布志市森林炭素マイレージ交付金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) かごしまCO₂固定量認証書の写し（鹿児島県が定めるかごしまCO₂吸収量等認証制度実施要領第8条に規定する認証書をいう。以下同じ。）
- (2) 志布志市森林炭素マイレージ交付金事業実績書（様式第2号）
- (3) 志布志市森林炭素マイレージ交付金収支精算書（様式第3号）
- (4) 滞納がないことを証明できる書類
- (5) 図面（対象箇所がわかるもの）
- (6) 写真
- (7) 領収書等の写し（単価、費用等が確認できるもの）
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 申請書の提出期限は、認証を受けた日から1年間とする。

(交付金の交付決定及び確定の通知)

第4条 市長は、前条の申請書を受理したときは、当該申請書に係る書類の審査、調査等を行い、交付金を交付することが適当であると認めるときは、速やかに交付金の交付決定及び交付額の確定を行うものとし、その旨を志布志市森林炭素マイレージ交付金交付決定及び交付確定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(交付金の交付)

第5条 交付金の支払い方法は、精算払いとする。

- 2 前条の規定による通知を受けた者は、交付金の交付を受けようとするときは、志布志市森林炭素マイレージ交付金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。
- 3 交付金の交付を受けた者は、交付金の交付申請に関する書類について、交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（交付金の返納）

第6条 申請書及び関係書類に虚偽の記載があったとき、この要領の趣旨以外の事業経費に使用したとき、又はこの要領の規定に違反したときは、市長は交付決定を取消し、又は既に交付した交付金の全部若しくは一部の返納を命ずることができる。

（その他）

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。